ノートルダム清心女子大学における競争的資金等の取扱いに関する規則

（目的）

第１条　この規則は、他の関係法令又はこれに基づく特別の定めがあるもののほか、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）における競争的資金等の取扱いについて必要な事項を定め、その適正な管理を行うとともに、有効かつ円滑に活用することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等、外部機関から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

（責任体系）

第３条　本学における競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

２　最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について統括する者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、学長が指名する副学長１名をもって充てる。

３　各学部、研究科に競争的資金等の運営・管理について責任と権限を有する者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、各学部・研究科の長をもって充てる。

４　コンプライアンス推進責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について管理監督又は指導する者（以下「コンプライアンス推進副責任者」という。）を置き、各学科、専攻、研究所、センター、総務部長（専攻にあっては主任）をもって充てる。

５　最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

６　統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

７　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下の役割を担うものとする。

一　自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

二　不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

三　自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

８　コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、前項に掲げるコンプライアンス推進責任者の役割について、自己の管理監督又は指導する部局等に

おいて、その役割を担うものとする。その際に前項第一号の「統括管理責任者」は「コンプライアンス推進責任者」と読み替えるものとする。

（相談窓口の設置）

第４条　本学において、適正な運営・管理の基礎となる環境の整備を図り、競争的資金等の事務処理手続及び使用のルール等を明確化し、本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

２　窓口の対応は総務部が当たるものとする。

（不正防止計画）

第５条　本学における不正防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）を置き、ノートルダム清心女子大学研究倫理委員会規則（以下「委員会規則」という。）第１条に定める研究倫理委員会（以下「委員会」という。）をもって充てる。

２　本学における不正防止計画は、別に定める。

（研究費の適正な運営・管理活動）

第６条　発注・検収業務についてのチェックは施設企画管理部と総務部が協力して当たるものとする。ただし、１点あたり１００万円未満の消耗備品・備品の発注は、所定の決裁を受けた後、研究者が行えるものとする。

２　特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収（有形成果物のある場合の事後チェック、成果物のない機器等の保守・点検を含む）については、情報センター、附属図書館等これらの知識を有する発注者以外の部署に協力を依頼する。

３　最高管理責任者等は、一定の取引実績（毎月１回以上、年合計１００万円以上）や本学のリスク要因及び実効性を考慮したうえで誓約書等を徴収しなければならない。

４　不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を行うものとする。

（情報の伝達）

第７条　本学内外からの通報（告発）の窓口を設置し、委員会規則第１０条に定める研究倫理相談員（以下「相談員」という。）をもって充てる。

２　相談員は、相談を受けた時は相談の内容等を委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告し、委員長は、統括管理責任者及び部局責任者並びに最高管理責任者に報告するものとする。

３　不正使用に対する調査等については、研究活動の不正行為に関する相談又は告発の受付及び取扱いに関する規則の第４条から第１９条までを準用する。

（モニタリング）

第８条　最高管理責任者は、競争的資金等の適正な管理のためのモニタリング（監査）部署を置き、第５条の委員会の協力の下、総務部が当たるものとする。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１９年１１月１４日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年7月２３日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年　４月　１日から施行する。

附　則

この規則は、２０１８年　４月　１日から施行する。

附　則

この規則は、２０２２年　４月　１日から施行する。